

第1回 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF : Accounting Standards Advisory Forum) の目的

国際的に認められる高品質の会計基準の開発という国際会計基準審議会 (IASB) の目標の達成に向けて、メンバーが建設的な貢献ができるアドバイザリー・フォーラムを設けること。より具体的には、ASAF は以下の目的のために設置される。

- 公益に資するよう、高品質で理解可能な、執行可能な国際的に認められた財務報告基準の単一のセットの開発に貢献すること。
- 基準設定プロセスにおける各国会計基準設定主体及び地域団体と IASB の集合的な関係を公式なものにするとともに効率化すること。それにより、IASB の基準設定に関する主要な技術的論点に関する広範囲の各国及び各地域のインプットが議論され考慮されることを確保すること。
- 基準設定上の論点に関する効果的な専門的議論を促進すること。それは、十分な深度をもって、高水準の専門的能力と自国 (自地域) について十分な知識を有する代表者により行われる。

2. 第1回 ASAF 出席メンバー (2013年4月8日、9日 ロンドン IASB)

| 組織名 | 出席メンバー |
|-------------------------------|--------------------------|
| 南アフリカ財務報告基準評議会 | Kim Bromfield |
| 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) | Françoise Flores |
| 英国財務報告評議会 | Roger Marshall |
| ドイツ会計基準委員会 | Liesel Knorr |
| スペイン会計監査協会 | Ana Martínez-Pina |
| アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) | Clement Chan |
| オーストラリア会計基準審議会 | Kevin Stevenson |
| 企業会計基準委員会 (ASBJ) | 西川 郁生 |
| 中国会計基準委員会 | Liu Guangzhong |
| ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS) | Alexsandro Broedel Lopes |
| 米国財務会計基準審議会 (FASB) | Leslie Seidman |
| カナダ会計基準審議会 | Gord Fowler |

■ IASB 参加者

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Ian Mackintosh 副議長、理事 4 名、担当スタッフ

3. 第1回会合の議題

- 概念フレームワーク（計8時間）
- 金融資産の減損（計2時間）
- その他（覚書（Memorandum of Understanding）のサイン、今後の日程、議題等）

4. 今後の日程(予定)

- 2013年：9月下旬、12月上旬
- 2014年：3月、6月、9月、12月

5. ASAF への対応

- 2013年4月5日に、「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会」が開催され、意見交換が行われた。

（同協議会は、財務会計基準機構及び金融庁を事務局とし、企業会計基準委員会、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、東京証券取引所、経済産業省、法務省をメンバーとする。）

II. 概念フレームワークについて¹

A. これまでの経緯と今回の見直しの内容

1. 概念FWの概要

- IASB は、「アジェンダ協議 2011 年」に対して寄せられたコメントを踏まえ、2012 年 9 月以降、「財務報告に関する概念 FW」（以下、「概念 FW」という。）の見直しに向けた検討を開始した。
- 概念 FW は、以下に用いられる。
 - ◇ 将来の IFRS の開発と現行の IFRS の見直しに用いられる。
 - ◇ IAS 第 8 号では、個々の IFRS に規定がない事項については、概念 FW における資産、負債、収益及び費用に関する定義、認識規準及び測定概念を参照することとされている。
- 概念 FW は、次の章から構成されている。
 - ◇ 第 1 章 一般目的財務報告の目的
 - ◇ 第 2 章 報告企業（現在はブランク）
 - ◇ 第 3 章 有用な財務情報の質的特性
 - ◇ 第 4 章 1989 年「フレームワーク」を引き継いだもの
 - ✓ 基礎となる前提
 - ✓ 財務諸表の構成要素
 - ✓ 財務諸表の構成要素の認識
 - ✓ 財務諸表の構成要素の測定
 - ✓ 資本及び資本維持の概念

2. これまでの取組み

- IASB は、2004 年以降、米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で、概念 FW の開発に向けた取組みを行っており、2010 年 9 月に、両者共通の概念 FW として、「第 1 章 一般目的財務報告の目的」、及び、「第 3 章 有用な財務情報の質的特性」を公表した。
- 他方、「構成要素」、「認識」、「測定」及び「報告企業」については、検討がなされたものの、MoU プロジェクトに注力する観点から、2010 年に作業を中断した。

¹ 本報告は、2013 年 3 月までの IASB 会議と第 1 回会計基準アドバイザリー・フォーラムの資料に基づき作成されている。

3. 今回のプロジェクト

IASBは、今回、概念FWのプロジェクトを再開するに当たって、次の方針を示している。

- 以下について検討を進める。
 - ◇ 「財務諸表の構成要素（負債と資本の区分を含む。）」
 - ◇ 「認識及び認識の中止」
 - ◇ 「測定」
 - ◇ 「表示及び開示（その他の包括利益（OCI）の表示を含む。）」
 - ◇ 「報告企業」
- 2010年に最終化した「一般目的財務報告の目的」、「有用な財務情報の質的特性」については、基本的に見直しは行わない。但し、今回の検討の過程で、特に修正が必要とされる部分が識別された場合には、見直しを行う。
- 2010年に公開草案（ED）公表済みの「報告企業」については、今後公表されるディスカッション・ペーパー（DP）には含めず、来年公表予定のEDに含める。
- FASBとの共同プロジェクトではなく、IASB単独のプロジェクトとする（ただし、FASBのスタッフがプロジェクトに参加している。）。
- 今後、IASBは、以下の時間軸で検討を進めることを予定している。

| 日 程 | 予 定 |
|------------|----------------------|
| 2013年4月～5月 | IASB会議 |
| 2013年7月 | DPの公表（コメント募集期間：120日） |
| 2014年8月 | EDの公表（コメント募集期間：120日） |
| 2015年9月 | 概念FWプロジェクトの最終化 |

4. 第1回 ASAF において重点的に審議が行われた項目

- 第1回 ASAF では、以下の3項目について、重点的に審議が行われた。(1)の当期純利益と OCI 及び(2)の公正価値測定の範囲については、2011年に実施されたアジェンダ・コンサルテーションにおいて、我が国において検討が必要とコメントしたものであり、特に重要と考えられる。
 - (1) 表示 (当期純利益と OCI)
 - (2) 測定
 - (3) 資産及び負債の定義、認識規準 (不確実性に関する事項)

- 第1回 ASAF では、上記の3項目のほか、自由討論の時間があり(1時間30分)、主に以下の発言を行っているため、本報告に含めている。
 - (4) 表示 (OCI の表示を除く) 及び開示
 - (5) 第3章「有用な財務情報の質的特性」のうち慎重性 (保守主義)

- なお、今回の見直しのプロジェクトでは、上記以外にも、重要なものとして、以下についても IASB により検討が行われている。
 - ◇ 認識の中止
 - ◇ 負債と資本の区分

B. ASAF における議論

1. 包括利益計算書における表示（純損益及び OCI）

IASB の現行概念 FW における定め

- 現在の概念 FW では、当期純利益及び包括利益は、財務諸表の「構成要素」に含まれていない。
- 現在の概念 FW には、財政状態計算書及び包括利益計算書の表示について、言及がない。

参考：現行概念 FW における財務諸表の構成要素

- 財政状態計算書における構成要素は、「資産」、「負債」、「資本」である。(4.2)

- 包括利益計算書における構成要素は、「収益」、「費用」である。(4.2)

(資産の定義)

- 資産とは、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう。(4.4)

(負債の定義)

- 負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものをいう。(4.4)

(資本(Equity)の定義)

- 資本とは、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分である。(4.4)

(収益の定義)

- 収益とは、当該会計期間中の資産の流入若しくは増価又は負債の減少の形をとる経済的便益の増加であり、資本参加者からの出資に関連するもの以外の資本の増加を生じさせるものをいう。(4.25)

(費用の定義)

- 費用とは、当該会計期間中の資産の流出若しくは減価又は負債の発生の形をとる経済的便益の減少であり、資本参加者への分配に関連するもの以外の資本の減少を生じさせるものをいう。(4.25)

ASAF における IASB の提案

- 認識された収益及び費用の項目を、純損益に表示すべきか、OCI に表示すべきかの判断に関する原則は、次のものである。

原則 1 :

純損益に表示する項目は、報告期間についての企業の財務業績 (financial performance) の主要な像 (primary picture) を伝達する。

原則 2 :

ある項目を OCI に表示することが財務業績のより適切な描写となる場合を除いて、すべての収益及び費用の項目は純損益に認識すべきである。

原則 3 :

当該期間の財務業績に関して目的適合性のある情報をもたらす場合には、以前に OCI に表示した項目を純損益に振り替える (リサイクル) べきである。

- OCI での表示に適格となる 2 つのケース。

(1) 橋渡し項目 (Bridging items)

認識される資産又は負債が 2 つの異なる測定基礎 (1 つは財政状態計算書における使用のための (原価に基づかない) 測定基礎、もう 1 つは純損益における使用のための測定基礎) を有するべきであると IASB が決定する場合に、橋渡し項目は生じる。

橋渡し項目の一例は、一部の負債性金融商品を財政状態計算書では公正価値で測定するが、純損益では償却原価で測定するという IASB の提案である。

橋渡し項目に該当する OCI は、原則 3 に沿って、OCI の金額は、純損益に表示する測定基礎と整合する方法 (時期及び金額) で純損益へリサイクルすべきである。

(2) 再測定のみスマッチ (Mismatched remeasurements)

再測定のみスマッチが生じるのは、収益又は費用の項目が経済現象を非常に不完全しか表さないことにより、当該収益・費用項目を純損益に表示すると当該期間の企業の財務業績の評価にほとんど又は全く 目的適合性のない情報を提供することになる場合 である。

したがって、当該項目を OCI に表示する方が、当該期間における財務業績のより適切な描写となる。再測定のみスマッチの一例は、適格なキャッシュフロー・ヘッジ関係におけるデリバティブの再測定に関して生じる利得又は損失であろう。

再測定のみスマッチに関連する OCI の金額は、関連する取引から生じる収益及び費用と一緒に表示できる時点で、純損益へリサイクルすべきである。

- なお、ASAF の前に行われた 3 月の IASB 会議では、純利益に表示する項目と OCI に表示する項目を区別するために構成要素の追加的な定義を設けるかどうかを検討されたが、審議の結果、設けられないこととなった。

■ 既存の OCI 項目及び提案されている OCI 項目への適用（2013 年 3 月の IASB 会議におけるアジェンダ・ペーパー）

| IFRS（提案中のものも含む） | 認識される資産又は負債 | OCI に計上される金額の内容 | Bridging item | Mismatched remeasurement |
|-----------------------------|-----------------------|---------------------|---------------|--------------------------|
| IFRS 第 9 号 – 2012ED | 債券 | 公正価値の変動 | ○ | × |
| 保険契約 | 保険契約 | 割引率の変動 | ○ | × |
| IAS 第 16, 38 号 & IFRS 第 6 号 | 有形固定資産、無形資産、鉦物資源 | 再評価益又は戻入れ | ? | × |
| IAS 第 19 号 | 確定給付資産又は負債の純額 | 再測定 | ? | × |
| IAS 第 21 号 | 純投資（及びヘッジ） | 為替差額 | × | ○ |
| IAS 第 39 号 | キャッシュフロー・ヘッジ | 公正価値の変動のうち有効部分 | × | ○ |
| IFRS 第 9 号 | 公正価値オプションを適用した金融負債 | 自己の信用リスクに属する公正価値の変動 | × | ? |
| IFRS 第 9 号 | OCI オプションを選択した資本性金融商品 | 公正価値の変動 | × *1 | × |

*1 運用可能な減損モデルが開発されなければ、Bridging item にも Mismatched remeasurement にも該当しない可能性が高い。戦略投資に関する議論を除けば、公正価値は、通常、資本性金融商品の業績に関して最も目的適合的と考えられる。

- 年金 (Pension) (IAS 第 19 号) に関する分析 (2013 年 3 月の IASB 会議におけるアジェンダ・ペーパー)
 - IAS 第 19 号では、確定給付資産及び負債の再測定に関する金額は、OCI に計上されノンリサイクリングとされる。この処理について、IASB スタッフは次のとおり分析している。
 - ◇ 確定給付資産又は負債の純額の再測定に関する OCI 項目については、Mismatched remeasurement ではなく、Bridging item にも簡単に分類できない。
 - ◇ リサイクリングの運用面に関して対応できれば、Bridging item とみることができるともかもしれない。
 - ◇ その他の対応案として、以下が挙げられる。
 - ① 年金制度を unit of account として取扱い、制度自体が終了した際にリサイクルする。
 - ② Bridging item に該当しないが、リサイクリングが運用可能でなく、そのため意味がないことを前提に OCI の使用を許容又は要求する。
 - ③ 確定給付資産又は負債の純額の再測定を個別の表示科目として純損益に表示する。

ASAF での議論の概要

- ASAF メンバーからは、純損益の概念を維持することについては概ね支持が示されたが、純損益の概念 (primary picture や financial performance の意味を含む。) を明確化すべきという意見や、純損益に関する原則と測定に関する原則の関係を明確化すべきといった意見が示された。また、OCI については、各基準で OCI を用いるか否かについて整合性が図れるよう概念フレームワークにおいて解決すべきであるとの意見や、OCI は純利益に含まれる noise を減らすために用いるべきとの意見等が示された。
- Bridging Item と Mismatched remeasurement については、両概念を統合すべき、あるいは、分けるべきとの意見とともに、固定資産の再評価に関連して、資本維持概念との関係を整理すべきなどの様々な意見が示された。

ASAF における ASBJ の発言要旨

(原則 1~3)

- 原則 1~3 は、議論の出発点としては有用であると思われるが、原則 1 において、「業績」(performance) 及び「純損益」を定義すべきである。
- キータームである「純損益」を定義することは容易ではないが、測定のチャプターで、どの測定が目的適合的かを決定する判断プロセスに役立つように、何らかの努力が必要である。
- OCI を「純損益」にすべてリサイクリングすべき理由は、メカニズムの観点（「純損益」を一度は計上すべきこと。ドアは開けたら閉めなくてはいけない。）と規律の観点（「純損益」を回避するために OCI を用いるべきではない点）からである。

(構成要素)

- 「純損益」及び「包括利益」は、表示及び開示のチャプターで記載するのではなく、財務諸表の構成要素のチャプターで定義すべきである。

(Bridging item、Mismatched remeasurement)

- OCI を利用する項目として、Bridging item と Mismatched remeasurement に分けて分析することはよいと考えるが、両者ともにリサイクリングされるのであれば、両者は統合すべきではないか。
- 個々の OCI の Bridging item 又は Mismatched remeasurement への該当には疑問がある。IFRS 第 9 号の資本金金融商品の OCI オプションについては、IASB スタッフの分析では、Bridging item、Mismatched remeasurement とともに該当しないとされているが、Bridging item に該当すると思われる。

2. 財務諸表の構成要素の測定

IASBの現行概念FWにおける定め

- 現行の概念FWは4つの測定基礎（取得原価、現在原価、実現可能（決済）価額、現在価値）を示しているが、それらをどのような場合に使用すべきか示していない。

ASAFにおけるIASBの提案

- 以下の測定に関する原則を定める。

原則1：

測定の目的は、報告企業の経済的資源、企業に対する請求権、及び企業の経営者及び企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたのかに関して、最も目的適合性のある情報を忠実に表現することである。

原則2：

測定は一般に財政状態計算書の項目から始まるが、特定の測定方法が提供する情報の目的適合性は、その情報がどのように包括利益計算書及び該当がある場合にはキャッシュ・フロー計算書、持分計算書、財務諸表の注記に影響を及ぼすのかによっても左右される。

原則3：

特定の測定に係るコストは、現在の及び潜在的な投資者、融資者、及び他の債権者に対して情報を報告する便益により正当化されるものでなければならない。

- 最も目的適合性のある測定方法は、次の事項によって決まる。

資産の価値がどのように実現されるのか。資産の価値は、例えば、次のことによって実現される可能性がある。

- (1) 使用
- (2) 売却
- (3) 保有
- (4) 使用する権利について他者に料金を賦課

債務がどのように充足又は決済されるのか。債務は、次のことによって充足又は決済される可能性がある。

- (1) 条件に従った債務の決済
- (2) 明記された金額のない請求権を充足するための、サービスの履行、又はサービスを履行するための他者の雇用
- (3) 明記された金額や決定可能な金額のない請求権の交渉又は訴訟による決済
- (4) 別の当事者への債務の移転及び債権者又は他の請求者による解放

ASAF での議論の概要

- ASAF メンバーからは、提案されている 3 つの原則は議論における良い出発点であるものの、3 つの原則のすべてを同じレベルで位置づけるのではなく階層付けをすべきとの意見、コスト・ベネフィットは測定原則の一部として位置付ける必要があるのか、測定原則を考える上で資本概念を検討すべき、といった様々な意見が示された。
- また、測定基礎の決定方法については、事業モデルを用いることに支持が示された反面、利用者から経営者の意図が介在することになるとの懸念が示されているなどの意見もあった。また、キャッシュ・フローの変動可能性が大きい場合、現在価値測定が適切になることもあるのではないか等の意見も聞かれた。

ASAF における ASBJ の発言要旨

- 原則 2 に関して、財政状態計算書 (BS) から検討を始めることは思考プロセスとしてはよいが、原則 2 で重要なのは、財政状態計算書 (BS) の観点だけではなく、包括利益計算書 (PL) の観点も考慮すべきということである。
- 測定の議論と「純損益」及び OCI の議論は、深く関連づけられるため、測定の原則 2 は、「純損益」及び OCI の原則 2 と関連づけるべきである。
- すべての資産及び負債の測定基礎を単一のもの (公正価値) にすることは適当ではない。そうであれば、会計基準は不要となり、バリュエーションのガイダンスのみがあればよいことになる。最低 2 つの測定基礎が必要であり、その使い分けをする上で考慮すべき重要な点は、パフォーマンスをどのように測定するかである。
- 資産の価値がどのように実現されるかで測定基礎を使い分ける提案は、検討に値する方法と思う。IASB のアジェンダ・ペーパーの中に、同じ資産を異なる測定基礎を用いて測定することは disadvantage であるとの記述があるが、そうは思わない。IFRS 第 9 号の限定的修正の公開草案において提案されている債券の測定方法を考えても、同じ資産をすべて同じ測定基礎を用いて測定することは、適切ではないと考える。

3. 資産、負債の定義及び認識規準

IASBの現行概念FWにおける定め

(資産の定義)

- 資産とは、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される (expected) 資源をいう。(4.4)

(負債の定義)

- 負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが期待される (expected) ものをいう。(4.4)

(資産、負債の認識規準)

- 資産は、将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く (probable)、かつ、信頼性をもって測定できる原価又は価値を有する場合に、貸借対照表に認識される。(4.44)
- 負債は、現在の債務を決済することによって経済的便益を有する資源が企業から流出する可能性が高く (probable)、かつ、決済される金額が信頼性をもって測定できる場合に、貸借対照表に認識される。(4.46)

ASAFにおけるIASBの提案

(資産の定義)

- 資産とは、過去の事象の結果として、企業により支配された、現在の経済的資源である。

(負債の定義)

- 負債とは、過去の事象の結果として、経済的資源を移転するという企業の現在の債務である。

(経済的資源)

- 経済的資源とは、経済的便益を生み出すことが可能となる (capable) 権利又はその他の価値の源泉である。

(資産及び負債の認識規準)

- 「可能性が高い (probable)」という用語を資産及び負債の認識規準から削除し、代わりに、「存在の不確実性」、「結果の不確実性」に分けて説明する。

ASAF での議論の概要

- ASAF メンバーからは、不確実性に関連して、資産及び負債の定義に「流入（流出）することが期待される（expected）」という文言を用いないこと、資産及び負債の認識規準において「存在の不確実性」と「結果の不確実性」に分けて整理を行うことについて、概ね支持が示された。また、資産及び負債の認識基準の問題は、保守主義（prudence）の問題に関連するという意見や、資産の計上は負債に比べて少し高めハードルを設けるべきとの意見等が聞かれた。

ASAF における ASBJ の発言要旨

- 資産及び負債の定義については、変更の影響を十分に検討する必要がある。例えば、「可能性が高い」という用語を資産及び負債の認識規準から削除することを提案しているが、改正 IAS 第 37 号の提案（「可能性が高い」を削除）が、多くの人々に受け入れられなかったことを想起し懸念する。
- 自己創設のれんの計上を認めないことについて、IASB のアジェンダ・ペーパーでは、コスト・ベネフィットの観点から説明しているが、財務報告の目的に照らして計上を認めないと説明すべきである。

4. 表示（OCI の表示以外）及び開示

IASB の現行概念 FW における定め

- 現在の概念 FW には表示及び開示に関する記述がない。

2013 年 3 月の IASB 会議のアジェンダ・ペーパー

- ディスカッション・ペーパーにおいて次の事項を提案する。
 - (1) 財務諸表は、主要財務諸表と財務諸表注記とで構成される。主要財務諸表とは次のものである。
 - ① 財政状態計算書
 - ② 純損益及びその他の包括利益計算書（又は損益計算書）
 - ③ 持分変動計算書
 - ④ キャッシュ・フロー計算書
 - (2) 主要財務諸表は、企業の財務的な像を伝達する要約情報を伝える。それ自体では完全ではなく、財務諸表注記により支えられる。
 - (3) どの主要計算書も、他の主要計算書に対する優位を有するものではない。財務諸表はグループとして見るべきである。
 - (4) 主要計算書の表示を、利用者が個々の計算書における項目間の連繋を理解できるような方法で行うことは、情報の有用性を高める。
 - (5) 利用者にとって有用な情報を提供するため、表示科目及び小計への分類及び集約は、類似の特性に基づくべきである（例えば、項目の性質、機能又は測定基礎）。
 - (6) 相殺は類似性のない項目を集約してしまうので、相殺は一般的には、将来の正味キャッシュ・フローに関する企業の見通しの評価に最も有用な情報を提供しない。しかし、IASB は、このような表示が、特定の状態、取引又は他の事象をより忠実に表現する場合には、相殺を要求することを選択する可能性がある。
 - (7) 財務諸表注記の目的は、主要財務諸表を補足及び補完するとともに財務諸表の目的を満たすための追加的な情報を提供することである。
 - (8) 財務諸表注記は、企業の既存の資源及び債務、及びその変動に関する情報に焦点を当てる。企業が将来において有する可能性のある資源及び債務に関する情報を開示する場合には、当該情報を財務諸表外で開示することになる（例えば、経営者による説明において）。

ASAFにおけるASBJの発言要旨

- (3)では、「どの主要計算書（本表）も、他の主要計算書に対する優位を有するものではない。」としているが、財政状態計算書及び包括利益計算書は、キャッシュ・フロー計算書より優先することは明らかではないか。
- (4)の「個々の計算書における項目間の連繋」が、従来、（財務諸表の表示プロジェクトにおいて）検討していた一体性（cohesiveness）を指すのであれば、フローの情報とストックの情報の一体性を確保することは難しく、また、一体性は直接法キャッシュ・フローの議論を想起させる可能性があるため、これを進めるべきではないと考える。

5. 第3章 「有用な財務情報の質的特性」

IASBの現行概念FWにおける定め

(基本的な質的特性)

- 基本的な質的特性は、「目的適合性」及び「忠実な表現」である。(QC5)
- 「目的適合性」に関連して、財務情報は、予測価値、確認価値を有する場合には、意思決定に相違を生じさせることができる。(QC7)
- 「忠実な表現」は、「完全性」、「中立性」、「無謬性」からなる。(QC12)

(補強的な質的特性)

- 「比較可能性」、「検証可能性」、「適時性」及び「理解可能性」は、目的適合性があり忠実に表現されている情報の有用性を補強する質的特性である。(QC19)
- 今回は、概念FWの見直しでは、第3章「有用な財務情報の質的特性」は、見直さないこととされている。
- 2010年の概念FWの改正において、それ以前のフレームワークに信頼性の1つの特性とされていた「慎重性」(保守主義)は、中立性と矛盾するため、忠実な表現の要素として含めないこととされている。

ASAFにおけるASBJの発言要旨

(保守主義について)

- 慎重性(保守主義)については、現行の会計基準でも用いられているものであり(減損等)、少なくとも「有用な財務情報の質的特性」の結論の背景を修正すべきである。

(参考：現行概念FWにおける慎重性の削除に関する結論の背景)

- 資産、負債、収益又は資本の保守的な見積りを慎重に反映することは、過度に楽観的と感じられてきた一部の経営者の見積りの影響に対抗するために望ましいと考えられてきたこともあった。しかし、現行のフレームワークに現れている意図的な誤表示の禁止があっても、なお慎重であれという勧告は偏りにつながる可能性が大きい。ある期間において資産の過小表示又は負債の過大表示を行うと、その後の期間において財務業績の過大表示につながることが多い。これは慎重であるとも中立的であるとも記述することのできない結果である(BC3.28)。

6. その他のASBJの発言要旨

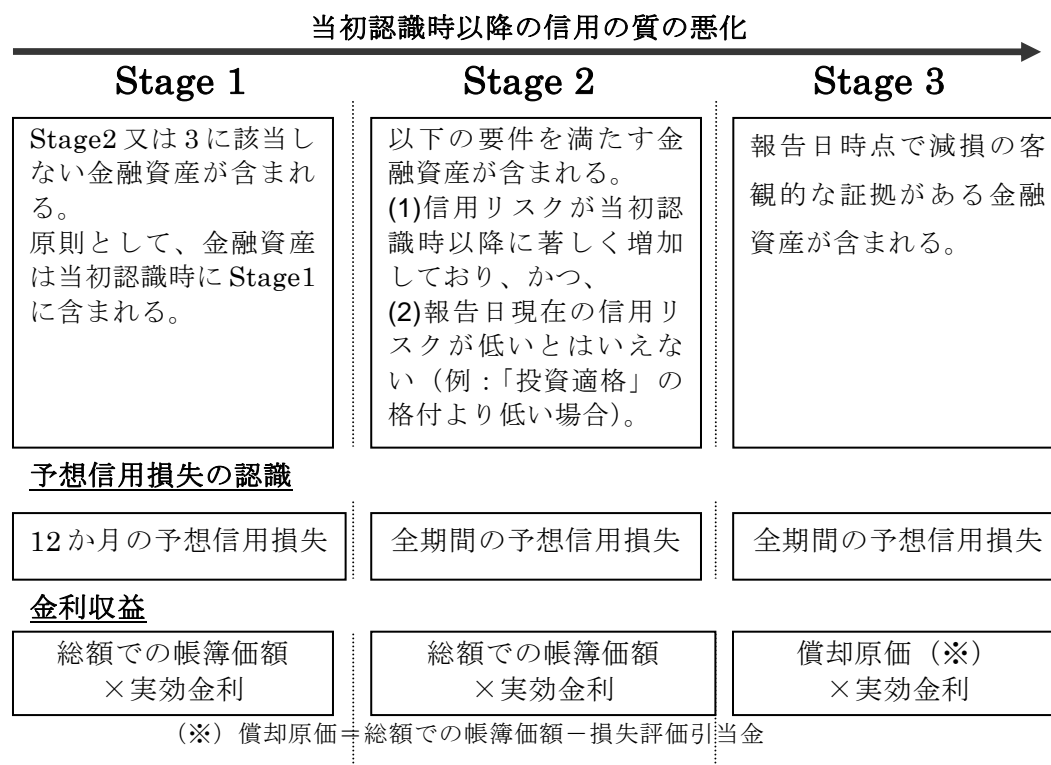
- ASBJ は、上記以外に、全般的な内容として、プロジェクトの進め方に関して、以下の発言を行っている。

- Unit of Account(会計単位)については、(概念フレームワークでは取扱わず会計基準レベルで取扱うとされているが、) 今回の3年間のプロジェクトで解決するのは難しい問題であると思うが、個々の基準開発を進めるうえでは重要であるため、マクロヘッジのプロジェクトと同様に、今回の3年間のプロジェクトとは分けて、別個に検討すべきと思われる。
- また、認識の中止についても、(Unit of Account と同様に、判断を会計基準レベルに委ねているが)、同様に重要な問題であり、概念フレームワークで解決すべき問題と考える。

Ⅲ. 金融資産の減損について

1. IASB の公開草案 (ED) における提案モデル

- IASB の ED では、当初認識時以降の信用の質の悪化の程度に基いて、減損認識を行うことが提案されている。

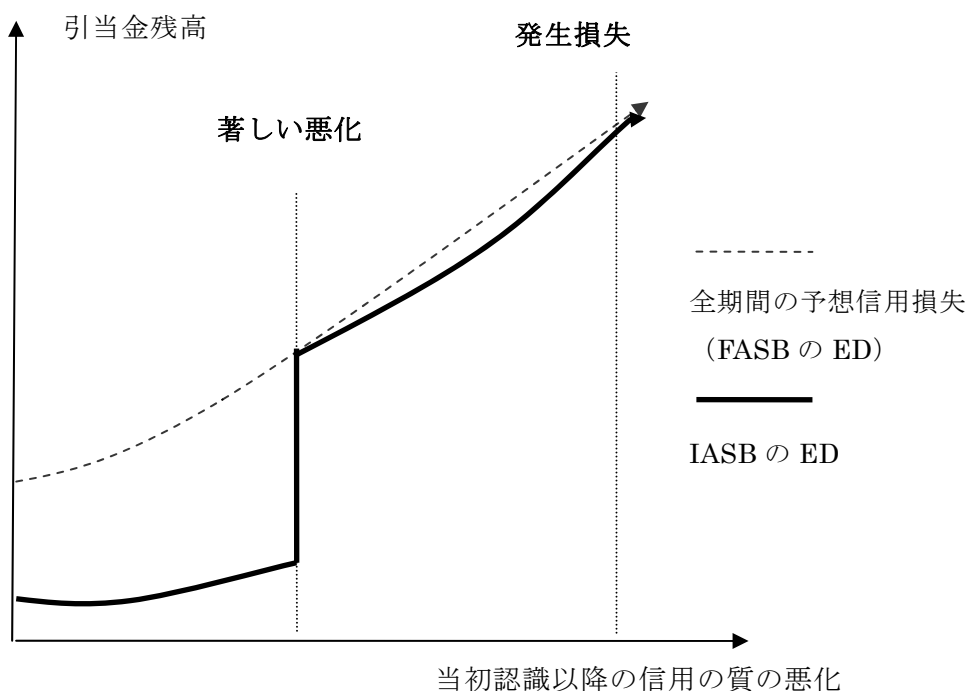


- 営業債権等についての単純化アプローチ
 - 企業は、営業債権等について、上記の提案モデルではなく、常に全期間の予想信用損失と同額で引当金を認識する会計方針を選択することができる。

■ FASB の公開草案 (ED) における提案モデルとの相違点

| IASB の ED における提案モデル | FASB の ED における提案モデル |
|---|------------------------------|
| 金融資産の残存期間が 12 か月超であり、Stage1 に含まれる場合、予想信用損失の一部が認識されない。 | 左記の場合を含め、常に、予想信用損失の全額が認識される。 |

■ IASB と FASB の ED の減損認識のイメージ



ASAF での議論の概要

■ IASB 及び FASB の双方から、各々の公開草案における減損モデルについて説明がされた。その後、ASAF メンバーから IASB 及び FASB に対して質問やコメントがされた上で、意見交換が行われた。意見交換では、FASB のモデルでは、測定に主観的な要素が大きすぎるのではないかと、当初認識される損失の程度が IASB モデルよりも大きいため金融機関の貸出意欲を阻害することにならないかといった意見が聞かれた。また、IASB のモデルについては、延滞情報によって Stage1 から Stage2 へ移行を判断する場合、30 日間超延滞をしていれば反証がない場合に Stage2 に移転するとされている点について見直しが必要ではないかといった意見が聞かれた。

ASAF における ASBJ の発言要旨

- 概念的に検討するのが難しい分野である。両ボード(IASB 及び FASB)の取組みを評価しているが、両ボードのモデルには、なお改善の余地があると思われる。IASB のモデルへのコメントは以下のとおりである。
- (1) 日本の金融機関は、債務者区分に応じて、貸倒引当率を設定する信用リスク管理を行っているため、IASB が提案している 2 段階のモデルを好む傾向にある。具体的には、金融機関内部で 10 段階での格付けを行っており、債務者の信用状況が一定以下のものを問題債権と判断している。ただし、このような信用リスク管理のあり方を踏まえると、Stage1 から Stage2 への移行の規準である「信用リスクが当初認識時以降に著しく増加したか」が、金融機関の信用リスク管理の実務に適合するか疑問である。
 - (2) 例えば、正常先とはいえない債務者に対して、新しい貸付を行った場合、日本の場合、現時点の信用リスクに基づき既存の貸付金も新規の貸付金と同様に内部格付けされるが、IASB の提案では、前者は Stage2、後者は Stage1 の債権として評価される可能性がある。

以 上